

# 袋井市都市計画審議会

## 会議録

(情報公開用)

開催日 平成27年10月14日(水)

場 所 袋井市役所 5階 第1委員会室

# 袋井市都市計画審議会会議録

- 1 開催日時 平成27年10月14日（水）  
9時30分から11時15分まで
- 2 開催場所 袋井市役所 5階 第1委員会室
- 3 出席者 都市計画審議会委員13名中12名 及び 事務局

※ 袋井市都市計画審議会条例第7条第2項に基づき、委員の半数以上が出席していることから、定足数を満たしています。

## 4 案件

### (1) 審議事項

議第1号 中遠広域都市計画 下水道の変更について

### (2) 報告事項

報第1号 都市計画道路及び用途地域の変更について（経過報告）

### (3) その他

中遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（案）について（経過報告）

国土利用計画第2次袋井市計画について（策定報告）

# 会 議 録

- 1 開会
- 2 市民憲章唱和
- 3 市長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 会長選出
- 6 審議事項

## 議第1号 中遠広域都市計画 下水道の変更について

### ア 概要

以下の内容について、都市計画決定の審議を行った。

- (1) 袋井駅南地区は平成 26 年度に用途地域が設定されたことから、当該地区を排水区域に追加する。
- (2) 袋井市公共下水道（浅羽処理区）を廃止し、袋井市公共下水道（袋井処理区）へ編入することにより、一体的な排水区域とするとともに、下水道の名称を、袋井市公共下水道（袋井処理区）から袋井市公共下水道に改める。
- (3) 国・県の方針により 1,000ha 以上の排水区域を担う管渠のみを計画決定するとされているため、袋井市公共下水道（浅羽処理区）の第1号汚水幹線、第3号汚水幹線は排水区域面積が 1,000ha に達していないため廃止する。

### イ 議事

#### ○議長

それでは、これより審議事項に入ります。袋井市から付議された事項について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

（説明）

#### ○議長

ただいま、議第1号について事務局から説明がありました。ご意見がありましたらお願いいたします。

○事務局

補足説明をさせていただきます。浅羽処理区の管渠については事務手続き上、都市施設から廃止するのであって管渠自体は存続するものであります。

○●● ●● 委員

行っていることは事務手続きだけだと思いますが、詳細を教えてください。

○事務局

これまで、旧基準では 100ha 以上の排水区域を担う管渠を都市施設として位置付けるとしていましたが、旧建設省（現国土交通省）の方針により 1,000ha 以上の排水区域を担う管渠を都市施設として位置付ければ良いとされました。浅羽処理区の管渠は排水区域 210ha を担っており、平成 7 年度に旧基準で都市計画決定されました。その後、下水道に係る都市計画決定が行われなかったため現在まで残っていましたが、今回のタイミングに併せて廃止します。

○●● ●● 委員

管渠を廃止するだけで、浅羽処理区域はそのままということでしょうか。

○事務局

手続上は浅羽処理区を一端廃止し、浅羽処理区を袋井処理区へ含めた上で袋井市公共下水道としていきます。都市施設としての廃止は浅羽処理区の管渠のみとなります。

○事務局

合併前の名残でこれまで二つの処理区に分かれていましたが、一市町一処理区という方針があるため、今回一つの処理区にまとめます。エリアとしては変更ありません。

○●● ●● 委員

1,000ha 以上の排水区域を担う管渠を位置付けるという話でしたが、処理区が統合すると排水区域の面積が 1,000ha を超えるため、浅羽の管渠は廃止対象とならないのではないのでしょうか。

#### ○事務局

袋井市には二つの終末処理場があります。袋井処理区については袋井浄化センターがあり、こちらについては 1,370ha の排水区域を担っています。また、浅羽処理区についてはアクアパークあさばがあり、こちらについては 210ha の排水区域を担っています。処理区のエリアは一つですが、管渠の都市計画決定の考え方は、終末処理場毎の実質的な排水区域が対象となるため、今回、浅羽処理区の管渠のみ廃止となります。

#### ○●● ●● 委員

合併前は袋井市と浅羽町それぞれに排水処理場がありました。合併した際一市町一処理区の原則に基づき、本来であれば処理区の統合を行うべきですが、平成の大合併の時期であり、全国的にそれぞれをその度に行ったのでは膨大な事務手続きが発生するというので、下水道に係る都市計画決定がある場合に、それに併せて処理区の統合を図れば良いという指導がありました。

袋井市については、これまで下水道に係る都市計画決定もなかったため、今回の袋井駅南地区の排水区域追加に併せ、処理区を統合するものです。これについては、都市計画上の位置付けだけであり、事業の変更はありません。管渠についても同じで、20 数年前は排水区域の規模も小さかったため、100ha を基準としていましたが。その後、排水区域の拡大が進み、100ha では膨大な事務手続きが発生するため、1,000ha を基準とすることで都市計画決定の簡素化が図られました。廃止というとなくなるという意味にとられやすいですが、都市計画決定を要さない範囲という解釈にさせていただくとわかりやすいと思います。

また、タイトルは中遠都市計画下水道の変更となっておりますが、公共下水道にした方が良いのではないのでしょうか。

#### ○事務局

県の都市計画課と都市計画の運用指針を確認したところ、今回のタイトルで間違いのないとのことでした。また、運用としまして下水道の下に公共下水道や流域下水道といった言葉があるとのことでした。

#### ○議長

その他、ご意見やご質問はございますか。

無いようですので、議第 1 号 中遠広域都市計画 下水道の変更について、

決を取りたいと思います。本案のように了とすることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

出席委員全員の挙手をいただきましたので、過半数であり、袋井市都市計画審議会条例第7条第3号に基づき、議第1号については本案のとおり了とする答申をさせていただきます。

## 7 報告事項

### 報第1号 都市計画道路及び用途地域の変更について

#### ア 概要

平成26年2月に本審議会へ付議された都市計画道路の再検証において、存続・廃止・変更となる路線の方針が決定された。この方針に基づき、浅羽地区における都市計画道路の変更並びに廃止の手続きを進めていく。また、この都市計画道路の決定変更により、用途地域の境界等に変更が生じることから、用途地域の決定変更の手続きも併せて行う。

#### イ 議事

##### ○議長

次に、報第1号 都市計画道路及び用途地域の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

##### ○事務局

(説明)

##### ○議長

ただいま、報第1号について事務局から説明がありました。ご意見がありましたらお願いいたします。

都市計画道路の廃止ということになりますが、新任委員もおりますので、「都市計画道路の再検証」について、これまでの経緯を補足して頂きたいと思います。

##### ○事務局

都市計画道路の再検証の内容について説明をさせていただきます。

都市計画道路の再検証につきましては、先ほど担当から説明があったとおり、計画決定した当時と現在では、社会情勢等が異なるということから、都

市計画道路の再検証という指針が示されております。

袋井市においては、平成 20 年度頃から、袋井市全域を対象に都市計画道路の再検証に取り組んでおります。平成 24 年に一定の方針を示しまして、平成 25 年度に地域等へ説明に入りました。その後、平成 26 年 2 月に都市計画審議会へ付議をしたという経過でございます。

袋井市においても、2～3 廃止した路線がございますが、浅羽北地区における廃止路線と存続路線について説明させていただきます。浅羽北地区の都市計画道路並びに用途地域については、平成 9 年に都市計画決定がされているところでございます。この決定には、人口増加に伴い市街地拡大を目指す浅羽地区において、市街地の無秩序な拡散の防止等を目的として都市計画決定しました。まず、廃止路線について南から説明させていただきます。浅名五十岡線は、県道袋井大須賀線から西側の区間が廃止となります。浅羽北小の西側にあります諸井北小線は、全区間が廃止となります。芝東西線は、全区間が廃止となります。次に、存続路線は、主要幹線道路ということで、大きな区間を結ぶ道路ということで、県道名でいうと浅岡岡山線は、県道磐田掛川線としてエコパから磐田市へ繋がる道路になり、県道袋井大須賀線の東側の区間は一部未整備であることから、存続となります。浅羽東部線は、県道袋井大須賀線のバイパス路線という位置づけられていることから、存続となります。諸井山の手線は、磐田市福田から北上し、諸井橋の南側にある一本松交差点に繋がり、浅羽東部線まで現道を延伸する計画があることから、存続となります。浅名五十岡線は、袋井市都市計画マスタープランにおいて、南部副次核である浅羽支所周辺へのアクセス向上等を踏まえ、存続となります。

#### ○議長

事務局からの説明がありました。ご意見等ございましたらお願いいたします。無いようですので、次に移ります。

### 8 その他

・中遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)について(経過報告)

#### ○議長

次に、その他について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

(説明)

○事務局

補足いたします。今回の公述申出書については、お手元の新旧対照表の14ページに、「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」ということで、道路の区分の「幹線道路」の欄において、3・4・40 浅羽東部線という記載があります。この路線に対する公述申出書の提出があり、公聴会を開催したところでございます。

公述では、交通渋滞に関わるものとそうではないものが記載されておりますので整理し、現在、静岡県と調整中となります。なお、この計画が静岡県決定となりますので、最終的には静岡県が方針を示すということになりますので、今後、この案件については、正式に今年度末に静岡県から諮問という手続きがあると思いますので、改めて、静岡県の対応方針の説明をさせていただきますと思います。公述については、本日は状況報告をさせていただいております。

○●● ●● 委員

先ほどの都市計画道路及び用途地域の説明で、浅羽東部線がベースに計画されているということでは、浅羽東部線が廃止になると、計画そのものが廃止になるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

中遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（通称：区域マスタープラン）において、浅羽東部線は存続路線として位置づけておりますが、公述人からは、廃止路線にすべきという立場から意見を頂いております。市としては、都市計画道路の再検証の方針においては、整備の必要性が高いことから、存続路線として位置づけています。現在、静岡県と意見調整をしているところです。

○議長

もう少し強い位置づけがあると進むかと思えます。

予定地内には農業振興地域がありますので、これだけの区間を整備するのは難しいと思えます。



以上で、本日の会議を終了させていただきます。

○事務局

一点、報告ですが、審議会にてご意見等をいただきました国土利用計画第2次袋井市計画については、9月の市議会を経て正式に完成いたしました。現在、印刷製本手続きを進めておりますので、完成後皆様に配布させていただきます。ありがとうございました。

○議長

進行は事務局にお返しいたします。

以上のとおり、審議がなされ、都市計画審議会は閉会した。

会議録署名人

印

---

印

---